

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から同年11月30日まで
年金事務所において、船員保険の加入期間を照会したところ、A社に係る同保険の資格喪失日が昭和29年9月1日となっていた。

しかし、船員手帳での雇止日は昭和29年11月29日となっている上、申立期間当時、私は、A社が所有していたC航路の貨物船D船に実習生として乗船していたことから、乗船中に船員保険の資格を喪失させることは考えられない。

申立期間も船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳において、A社が所有するD船における雇止年月日が昭和29年11月29日と記載されている上、E海運局F出張所により、同日付の公認印が押印されていることについて、G運輸局H課の担当者は、「船員手帳に記載されている雇止日まで乗船していたということである。」と回答していることから、申立人は申立期間に同社が所有する同船に継続して乗船していたことが確認できる。

また、申立人と同様にA社において、昭和28年9月1日に船員保険被保険者となっている同僚は、「私が、同社で実習生として乗船していた期間は、船員保険被保険者となっている。」と供述している上、同じく同年9月1日に船員保険被保険者資格を取得し、29年11月30日に同資格を喪失した同被保険

者の妻は、「夫は、申立人とは違う船舶であったようだが、申立人と同様に同社の所有するC航路の貨物船に実習生として乗船していた。後年、年金の受給手続を行った際に、当時持っていた船員手帳の記録と社会保険事務所（当時）の船員保険加入記録を確認したが、間違いは無かったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、A社の所有する船舶であるD船に実習生として乗船していた期間について、「業務内容や勤務形態に変化は無い。」と主張していることから、船員保険の保険料控除を継続しない事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年8月及び同年9月、同年12月、51年2月、同年4月並びに同年6月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から53年7月1日まで
② 昭和54年8月1日から62年1月1日まで

A事業所で勤務していた申立期間について、私が所持している給与明細書で確認できる給与総支給額と国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録に金額の相違があるので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和50年8月及び同年9月、同年12月、51年2月並びに同年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）において確認できる厚生年金保険料額から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和51年6月の標準報酬月額については、給与明細書では手取り額と考えられる金額のみの記載があり、保険料控除額が確

認できないものの、上記給与明細書に記載された厚生年金保険料額から、同年6月についても同様の保険料額が控除されていたと推認できることから、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は当時の事業主及び社会保険事務担当者が既に死亡しており不明としているが、A事業所から提出された昭和50年7月の申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更確認通知書」によると、随時改定により同年7月から6万8,000円の標準報酬月額に該当する旨が記載されていることから、事業主は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和51年11月及び同年12月、52年4月、同年6月、同年10月、同年12月及び53年1月並びに同年6月の期間については、給与明細書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和49年4月、同年12月、50年4月及び同年6月の期間については、給与明細書から報酬月額が確認できるものの、厚生年金保険料控除額の記載が無い又は判読できないため厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和49年5月から同年11月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年10月及び同年11月、51年1月、同年3月、同年5月、同年7月から同年10月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月から同年9月までの期間、同年11月並びに53年2月から同年5月までの期間については、給与明細書の提出が無いことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和54年8月、同年10月、同年12月、55年5月及び同年6月、同年12月、56年4月、同年6月、同年12月、57年6月、同年12月、58年4月、同年6月、同年10月、同年12月、59年6月、同年10月から60年6月までの期間並びに同年10月から61年12月までの期間については、給与明細書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額又は一致していることから、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和 54 年 9 月、同年 11 月、55 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間、56 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 7 月から 11 月までの期間、57 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 11 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、59 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 60 年 7 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書の提出が無いことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月5日から29年1月15日まで
平成22年9月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて、申立期間について脱退手当金を受け取った記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職してから1年も経った後で同手当金を受け取った記録とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和30年1月11日に支給決定されたこととなっている上、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した同僚26人のうち支給記録が確認できるのは2人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和29年3月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月5日から33年2月26日まで
② 昭和35年8月1日から38年4月1日まで

60歳になって社会保険事務所(当時)で年金をもらう手続を行った際に、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。しかしながら、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立期間②のA事業所(現在は、B法人C会A)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後50人の厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している女性の被保険者は、申立人を含めて22人確認できるところ、そのうち、脱退手当金支給記録が確認できるのは申立人だけである上、申立期間②当時の複数の同僚が、「退社時に脱退手当金についての説明は無く、また、事業主が代理請求を行っていたという話は聞いたことが無い。」旨を供述していることから判断すると、事業主による代理請求が行われたものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、当該未請求期間のうち、一方は、申立期間②と同じくA事業所での被保険者期間であり、もう一方は、申立期間①と同じくD社(現在は、E社)での被保険者期間であることから、申立人が当該被保

険者期間のどちらも失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が未請求となっているD社での被保険者期間と申立期間①及び②は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から25年3月25日まで
平成22年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間以前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一事業所であり、申立人が当該期間を失念するとは考え難い。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る資格喪失日の前後約1年間に資格喪失した23人の女性被保険者の支給記録をオンライン記録により確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は二人だけ（申立人を除く。）であることから、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には申立期間及びそれ以前の被保険者期間（脱退手当金未請求期間）が併せて記載されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、16万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月4日から同年10月1日まで
採用時において、「月給制で月額16万円」という条件で雇用契約を結び、実際の給与額も、毎月16万円くらい支払われていたと記憶している。
それにもかかわらず、年金事務所の記録では申立期間の標準報酬月額が12万6,000円となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所から提出された「総合調査復命書」から、平成12年11月28日に社会保険事務所（当時）がA社に対し総合調査を行っていること及び同復命書の記載内容から、当該総合調査において申立人を含む同社の被保険者3人について、被保険者資格の訂正を指示していることが確認できる。

また、「総合調査復命書」では、上記被保険者資格の記録訂正に係る差額保険料額として健康保険料7万1,400円、厚生年金保険料14万5,740円、児童手当拠出金924円（合計21万8,064円）が算出されていることがうかがえる。

一方、オンライン記録では、平成13年1月18日に、申立人を含む3人の被保険者について、上記総合調査時の指示に基づく資格取得日訂正の処理が行われているところ、申立人と同僚一人については、標準報酬月額に係る訂正処理（申立人については、12万6,000円から16万円に訂正）が併せて行われているにもかかわらず、翌日の同年1月19日に標準報酬月額に係る訂正処理だけが、前日の訂正前の金額（12万6,000円）に再度訂正されていることが確認できる。

また、上記3人について、申立期間当時の厚生年金保険料率を基に、「総合

調査復命書」に記載されている差額保険料額と、平成 13 年 1 月 19 日に訂正されている現在のオンライン記録の標準報酬月額から算出した差額保険料額及びその前日の同年 1 月 18 日に訂正されているオンライン記録の標準報酬月額から算出した差額保険料額を比較検証した結果、「総合調査復命書」に記載されている差額保険料額は、現在のオンライン記録を基に算出した差額保険料額と乖離^{かいり}しており、同年 1 月 18 日の訂正に係る標準報酬月額に基づき算出した差額保険料額とは僅差^{きんさ}となっている。

これらの訂正処理について、年金事務所は、「平成 13 年 1 月 18 日の訂正処理を基に算出される差額保険料額と『総合調査復命書』に記載された金額との間に若干の相違があることについては、資料が残っていないため当時の計算方法等は不明であるが、申立人と同僚一人の標準報酬月額については、現在のオンライン記録ではなく、同年 1 月 18 日の処理に係る標準報酬月額で算出を行ったのではないかと思われる。また、対象者 3 人のオンライン記録の事跡（標準報酬月額の再訂正等）についても、当時の資料が残っていないため、どのような経緯で登録されたかは不明である。」旨を回答していることから、オンライン記録で確認できる同年 1 月 19 日に行われた申立人の標準報酬月額に係る訂正処理について、合理的な理由は見当たらず、有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、16 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年11月まで

私は、昭和51年2月に婚姻し、A市の実家からB町（現在は、C市）に転居した。その後、52年12月に社宅の世話役が集金に来た時に国民年金に加入し、自分で国民年金保険料を納付するようになったが、それまでは実家の母が近所の世話役に保険料を納付してくれていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直前は厚生年金保険被保険者期間であるため、昭和51年1月1日に同保険の被保険者資格を喪失した時点で、国民年金への切替手続が必要であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、48年7月24日に払い出されていることが確認でき、同日付けで交付されている国民年金手帳には申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日の記載は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いなど、当該切替手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、改製原附票から、昭和51年2月*日にA市からB町に異動していることが確認できることから、制度上、当該異動日以降はA市で国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和51年2月*日の婚姻日以降の期間は国民年金の任意加入対象期間となることから、申立人が主張するとおり、オンライン記録上、52年12月に申立人が国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点で、制度上、申立期間のうち、51年2月から52年11月までの国民年金保険料を遡って納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料を納付

していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人は申立期間の保険料納付に関与していないため納付状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 829 (事案 221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 1 日から同年 11 月 18 日まで
当初の申立てにおいて、私が申立期間にA社B支店で勤務していたことは間違いないにもかかわらず、記録訂正が認められなかった。

今回の再申立てに当たり、申立期間当時、一緒に勤務していた同僚3人が私の申立期間におけるA社B支店における勤務を証言してくれるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 23 年 9 月 17 日から 24 年 11 月 18 日までの期間、申立人がA社B支店において勤務していたことは認められるものの、オンライン記録において同社同支店の厚生年金保険被保険者記録の確認できた者のうち、約半数が同年 4 月 1 日又は同年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、申立期間当時の会計課長は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失させた従業員の給与から保険料を控除していたとは思えない。」と供述しているなど、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間において、私がA社B支店に勤務していたことについて、申立期間当時、同社同支店で一緒に勤務していた同僚3人が証言してくれる。」と主張しているところ、当該同僚3人のうち、1人は既に死亡しており、他の2人は、「申立人は申立期間において、同社同支店において勤務していた。」旨供述している。

しかしながら、前述の同僚二人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人と同日の昭和 24 年 5 月 1 日となっているところ、当該同僚は、「当時、会社の経営状態が悪く、給与の遅配があり、退職金も受けていない。同年 5

月1日以降に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」「申立期間当時の給与明細書は無く、同年5月1日以降に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで
年金記録を確認したところ、嘱託に移行した昭和62年10月以後は賃金がそれまでの70%程度になったのは理解しているが、それより前の期間に、標準報酬月額が8万円下がっており、納得がいかない。何かの間違いではないかと思うので、調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社）における昭和61年4月から62年12月までの期間の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額より低額になっていることについて、不自然であると申し立てている。

しかしながら、申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者で、定年の満57歳又はそれ以降に被保険者資格を喪失している、昭和3年から10年生まれと同僚27人の標準報酬月額の推移を見ると、そのうちの26人が、満55歳以降、従前の標準報酬月額より低額になっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

また、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社から提出された被保険者台帳には、標準報酬月額の記載が確認できるところ、当該記録とオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しているほか、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 26 日から 40 年 6 月 27 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。
しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、退職金や一時金を受け取った記憶も無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 6 月 27 日の前後 1 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性 29 人の支給記録を確認したところ、28 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 27 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていること、複数の資格喪失者が同一日に支給決定されていることなどから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 9 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月25日から39年1月26日まで
② 昭和39年5月15日から40年1月1日まで

平成22年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金についてA社及びB社のみを請求し受給したと主張しているところ、両事業所における申立人の厚生年金保険被保険者期間は16か月であり、当時の脱退手当金の支給要件(24か月)を満たさない上、申立人が当時受給したとする脱退手当金の額と、オンライン記録上の脱退手当金の額がおおむね合致していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人が受給を認めている期間と合わせて受給したものと認められる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金の支給決定日の直近の申立期間②に勤務したC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 12 年 3 月 30 日まで
私は、申立期間を通じて、給与は上がっているにもかかわらず、標準報酬月額が 26 万円と据え置かれているので、調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 7 月 1 日から平成 12 年 3 月 29 日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が 26 万円とされており、7 年 10 月以降、毎年昇給があったにもかかわらず、標準報酬月額が 26 万円から上がっていないことに対して疑問があるとしている。

しかしながら、事業主から提出された給料台帳によると、申立人の申立期間における毎月の総支給額に見合う標準報酬月額及び給与から控除されていた保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）と全て一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。